statistar ++ 544	※白黒・カラーは問いません
判断基準 	判断基準を満たさないもの 
写真の大きさ (縦3cm×2.4cm)	・大きさ(縦3cm×横2.4cm)が合っていない 
	・緑があるもの
	※国外運転免許証申請時に添付する写真サイズは縦4.5cm×横3.5cm、顔中心
無帽	・帽子をかぶっている(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)
	・スカーフを付けている(宗教上又は医療上の理由がある場合を除く)
	・日常生活で使用していないカツラやウイッグを付けている
	・頭部を覆うような幅の広いヘアバンドやバンダナ、はちまき等をしている
正面	・顔が正面を向いていない
	・目線が正面を向いていない
上三分身(概ね胸から上)	・顔が大きく写っている(近すぎ)
	・顔が小さく写っている(遠すぎ)
無背景	・顔の輪郭や衣類などが背景と同化している
	・景色等が写っている
	  ・背景が壁紙の模様やカーテン模様、壁の木目などになっている
	・背景の色が極端な原色である
	· 6ヶ月以上前の写真である
個人識別が容易にできること	・顔の一部が途切れている
	・口を大きく開けて笑っている(歯が見えている等)
	・目を細めたり閉じている
	・大きく目を見開いている
	・頭部が切れている
	・暗すぎて顔がわからない
	・明るすぎて顔がわからない
	・影があるもの 
	・印刷不良 
	・マスクをしている
	・衣類やマフラー等で顔が隠れ、輪郭がわからない
	・大きな髪飾りや著しく大きなピアス等をして顔の一部が隠れている
	・前髪等が目にかかっている
	・色の濃いサングラスをしている
	・眼鏡が光っていて目が確認できない
	・眼鏡のフレームが目にかかっている
	・イヤホン・ヘッドホン(補聴器は除く)を付けている
	・目の色や大きさが著しく異なるカラーコンタクトを使用している
	・裸に見えるもの
	  ・画質が粗く不鮮明である(ドットやシャギーがある。ピンボケ等)
	・合成写真である(反転写真を含む)
	  ・加工・修正を加え、画像処理をしている
	・画像が歪んでいる
	・現在の容貌と写真が著しく異なっている(変装している等)
	・平素の表情と異なり、免許用写真として適当でないもの
	- 千泉の役情と異なり、光計用与真として過当てないもの - ・その他個人識別ができない又は困難なもの
	・ 子の他個人識別ができない文は困難なもの ・ 写真専用用紙以外で印刷している
免許証が適正に作成できること	・与真専用用紙以外で印刷している    ・インクの定着が悪く、こするだけでインクが取れてしまう
	・裏面に記載した文字が透けている(申請書の文字が透ける) - 佐・汗丸・変名がまる
	・傷・汚れ・変色がある 
	・頭上に余白がない

## 【×不適切な写真例】













正面を向いていない

上三分身ではない

目線が正面でない 顔の一部が途切れている

口を大きく開けている













目を細めたり閉じている 頭上に余白がない

暗すぎる

明るすぎる

背景が模様

景色等が写っている













背景と同化している

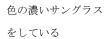
印刷が不良

マスクをしている

衣類等で顔が隠れている

目が隠れている







目が確認できない



が確認できない



眼鏡が光っていて 眼鏡のフレームで目 帽子をかぶっている



幅の広いヘアバンドやバンダ ナ、はちまき等をしている

○「医療上の理由により帽子等を使用する場合」「宗教上の理由により頭部を布で覆う場合」は、 免許証写真として容認できます。但し、下記の場合は不適切な写真となります。



確認できない



帽子の影で目がスカーフで目が┃帽子で目が確認┃布で顔の輪郭が┃ 確認できない



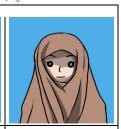
できない



見えない



隠れている



布で顔の輪郭が布の影で顔の輪郭 が隠れている